

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第73条の2」を「第78条」に改め、同条第5項中「、療養費」を「並びに療養費」に改め、「家族訪問看護療養費」の次に「の支給」を加える。

第6条第2項中「6箇月」を「6か月」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の題名が改正されたこと等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。